

第36回八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

1. 開催日時

平成31年2月12日(火)午後2時～午後4時

2. 開催場所

八尾市水道局 4階 大会議室

3. 出席者

(委員)水鳥会長、池田副会長、谷岡委員、林委員、池上委員、本鍋田委員、藤本委員、水口委員、山本委員、阪本委員、新開委員、中嶋委員

(事務局)村上人権文化ふれあい部長、網中理事、山本人権政策課長、森教育委員会人権教育課長、長野人権政策課長補佐、文珠人権政策課係長、池田人権政策課係長

4. 案件

1. 平成30年度の人権教育・啓発の取り組み状況について
2. 差別事象等について
3. 八尾市人権尊重の社会づくり審議会について

5. 議事内容

【副市長挨拶】

【委員紹介】

【資料確認】

【案件説明】

- ・ 案件1:平成30年度の人権教育・啓発の取り組み状況について事務局より、資料1について説明

【主な意見】

- ・ 地区福祉委員会の地区人権研修について、研修人数が記載されていないのはなぜか。
- ・ (事務局)地区人権研修については、各々の福祉委員会主体で行っており、会場規模等の違いもあるため、各地区単位での人数の記載はしていない状況である。
- ・ 研修については、集客人数は啓発活動の目安になると思うので、集計はしておいたほうがよいと思う。
- ・ (事務局)協議会とも相談しながら、記載内容については検討させていただきたい。
- ・ 児童虐待が大きな社会問題となっている。10年前と比べると件数も大きく増加しており、児童相談所の職員も大変かと思うが、もっと警察と連携して権限を持つとかしないといけないと思う。八尾市の現状はどのようになっているのか教えてほしい。
- ・ (事務局)八尾市の現状として、残念ながら児童虐待やそれに類するものの件数は、ここ最近では増加している傾向にある。所管している学校園でいうと、児童虐待の発見のきっかけの大きな力になるのが教職員の気づきである。例えば登校してきたときにあざがあるなど、そのようなことを発見した時に、どう次の関係機関につなげていくのかという部分は極めて重要である。痛ましい事件につながらないためには、まずは教職員が子どもたちの状況をしっかり把握すること、もし疑いのある場合には、教育委員会、みらい、東大阪子ども家庭センター、緊急時には警察といったところに速やかに繋いでいくということが、子どもたちの命を守っていくことに繋がっていくと思う。ただ、近年虐待が報道でたくさんされる中、見えにくくなっ

ているということも現実的にはある。そのあたりについては地域の協力も不可欠だと感じているので、まずは早期発見、早期対応というところを念頭において対応していくことが必要だと思っている。

- ・ 八尾では大きな事件につながるようなことはなかったか。
- ・ (事務局) 個別の状況はなかなか伝えにくいところはあるが、報道に出るか出ないかについては報道機関の判断だと思うが、いわゆる最悪の事態、命を落とすというふうな事件につながるようなことは私が教育委員会に来て以来は起こっていないと認識している。
- ・ 不登校の問題もあると思うが、そのあたりはどのように対応されているのか。
- ・ (事務局) 不登校の人数は全国的に増えてきている傾向にあり、八尾市も例外ではない。ただ、不登校と一言で言っても、背景にある要因は様々である。例えば、人間関係、学業不振、家庭の問題等、そういったものが複雑に絡み合って、残念ながら子どもが学校に行けない状況になってしまうという傾向はある。教育委員会としては、7日以上のお休みがあれば学校から教育委員会へ報告をいただき、実態の把握を行っている。実態把握をしたうえで、その子にとってどうすることが学校生活への復帰につながるのかという部分については、教職員、保護者・子どもがしっかり連携をとっていくことが一番大事なことであるが、要因が複雑に絡み合う場合には教職員だけではなかなか受け止められない部分もある。そのような時には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門家、弁護士や学識等にも助言をいただき、個別事案について、ケース会議を開きながら支援を見出しているところである。仮に学校に復帰できなくても、八尾市には教育センターに、さわやかルーム、適応指導教室がある。そちらになら通えるというような意思を示された子どもについては、そちらに繋いでいくという事もある。長期に不登校状態が続いている子どもについては、すぐの復帰はなかなか難しいというのが現状であるが、本来、義務教育期間で友人等との関わりの中で学べる機会ということについては、早期に学校生活に戻せるような支援が必要であると考えている。
- ・ 不登校の問題について、学校以外に安心して学べるところが教育センターにあると先ほどおっしゃっていただいたが、そこに行けない子どももたくさんいると思う。その時に、中学生の子どもたちが、他市や他府県のフリースクール等に行く時に電車に乗るが、大人料金になってしまいお金が非常にかかるという話を聞いたことがある。八尾市がそのような子どもたちに定期代をきちんと発行できている制度があるのかわかっていないが、そのようなケアも検討していただければと思う。
- ・ (事務局) 所管ではない部分になるため、申し訳ないが、定期代が出せるのかどうかということについては、また別の機会でお伝えできればと思う。ただ、そのような個々の状況に、行政としてできることについては積極的に情報提供をすることと、いろいろな手だてを示していくことが必要であると感じているので、個別の相談を頂いた際に、課題があれば解消できるように支援していく必要があると思っている。

【案件説明】

- ・ 案件2: 差別事象等一覧
事務局より、資料2について説明

【主な意見】

- ・ 学校で起こった事象について、保護者へ連絡等をしているとあったが、保護者はどのような反応を示されていたのか。
- ・ (事務局) いずれも小学校で発生した事案であるが、2つの事案とも保護者には経過、発言内容や問題性について説明させてもらい、保護者の捉えとしては、いけないことである、間違った発言であるという認識に立っていただけた。そういった保護者の認識が日々子ども

たちへの関わりに大きく繋がっていくと思う。以降、発言に至った子どもたちは同様の発言はしていない。発言を受けた子どもとの関わりの部分についても、子ども同士なので色々なトラブルはあるが、いわゆる人権侵害的な部分にはつながっていない。

- ・最後の事象であるが、市が運営する協議会とあるが、これは委員の発言なのか。
- ・（事務局）発言された方は委員である。委員へは協議会を所管している担当課と人権政策課で聴き取りをさせていただき、言葉を受けて傷つけられる方がいるということをご理解いただきたい旨を伝えさせていただいた。委員もそのことを十分理解いただき、発言について謝罪され、きちんとこれからは対応していきたいという言葉を送っている。
- ・言葉狩りをするわけではないが、言葉は使われる状況によっていかようにもなるということなので、その辺の認識を改めていただいたという事だと思う。
- ・今回の差別事象は差別解消3法の対象になっている。それぞれの法律が時限立法ではなく恒久法なので、拙速ではいけないと思うが、障害者差別解消法はもうすぐ3年が経過するわけであり、八尾市の取り組みとしては少し遅れているのではないかという気がする。3法が施行された段階で、どのような取り組みを八尾市がすべきかということについて、審議会への諮問なり、具体的なアクションをまず起こす、議論は色々な形で丁寧に行う必要はあると思うが、まずそのとっかかりをどこまでつくれたのかという点については、3年近く時間が過ぎてしまっている。

4件目の事象については、確信犯的な人がわざわざ催しにきて、自分の考えを言っているわけであり、すぐに説得で態度が改まるという事ではないと思うが、しっかりと中身を明らかにして、市民と一緒に考えていくということに繋げていってほしい。

【案件説明】

- ・案件3:八尾市人権尊重の社会づくり審議会について
事務局より、資料3、資料4について説明

【主な意見】

- ・（事務局）本審議会で各人権課題について意見交換や情報共有をさせていただいてきた中、3法ができ、その部分を掘り下げていく必要があるということで、部会化の提案をさせていただいた。市の中には各種審議会が設置されており、そちらとの関連性、連携もある。例えば障がい者の関係では障がい福祉課の方で審議会を設けられている状況である。部落差別については、八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方についてという方向性を示すものがあり、その見直し時期がきているという状況もあり、事務局としては、3法を見据えたうえで、とりわけ部落差別、あり方の部分について掘り下げていきたいと考えている。
- ・専門部会は規則を一部改正するのか。
- ・（事務局）規則を改め、部会を設置していきたいと考えている。
- ・本審議会で議論の上、決定するという段取りでよいのか。
- ・（事務局）審議会のあり方についてご意見をいただき、事務局としては部会設置をしていきたいと考えている。
- ・順序がちょっと違うかなと思う。本来であれば審議会なので、諮問され、答えていくという機能を持っているわけで、八尾市長から本審議会に諮問をしていただいて、どのように進めていくべきかという答申をこの審議会ですべてまとめるべきではないかなと思っている。それがこの2年間あまりなされていなかったというところに問題があるのではないかなと思う。羽曳野市では諮問がなされ、答申が出され、基本計画が策定されている。専門部会の設置については賛成であるが、専門部会をつくるという部分について、どこをどう変えるのかということも含め

て、まさに条例で決まっている事なので、条例改正など、そういう手続きが最終的にはいるんだらうと思う。形式的なことにはこだわりたくないが、八尾市が専門部会を作っていきたいという構想は評価するが、それをどうすべきかということについて、諮問という形で議論して決めるという事が本来の形ではなかったかと思う。できれば議論を進めるために、専門部会の具体的な構想等についても、今日全部出るのは分からないが、そこは示していただかないと、審議会がすべて受け身で八尾市のすることに賛成するか反対するかということでは、審議会の主体性に欠けるのではないかと思っている。

- ・ 専門部会は規則改正をして設置するのか、審議会の中の運用という形で設置するのか、現時点ではどのような形なのか。
- ・ (事務局)規則の中で部会設置を示していきたいと考えている。
- ・ 最終的にどのような専門部会をいくつ置くのか、そういうことについては審議会でも議論していくことになるのか。その中で、事務局案が示される中でそれをたたき台として審議していくというプロセスを考えているのか。
- ・ (事務局)現時点で考えていることは、今まで、具体的に個別課題を議論していただくものが設けられていなかった中で、一方では具体的な議論をしていける組織がいるのではないかという意見も頂いており、なんとかその体制をつくっていきたいという思いの中で、今回提案させていただいた。具体的には規則の中で専門部会を位置付け、条例ともしっかりと連携付けるような対応で進めていければと考えている。具体的な内容の議論をどうしていくのかということで想定しているのは、当然人権課題すべてがこの審議会での審議事項になるわけであるが、特に差別解消3法が施行されたことを受け、3法への対応を考えていかなければならない。障害者差別解消法については、福祉部局で具体的に議論をしているところもあり、そことの連携をし、情報共有を念頭に置いた対応をできないかと考えている。ヘイトスピーチについては、各市で条例化の動きも出てきているが、一方では課題もあり、市として今後どう取り組んでいけるかということについては、いろいろと議論をしていかなければならないと考えている。ただ、具体策までいけるかということについては、もう少し議論をしていかないとと感じている。入管法の改正などの問題もあり、市としてはそちらへの対応も含めて考えていかないとだめだと考えている。部落差別解消推進法については、一般施策になってから、八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方についてを市で策定した。これについては見直しをしていかなければならないということで、具体的な対応についてどうしていくのかという、法を受けた部分があるので、まずは3法への具体的な課題、その中でも同和問題を解決するための施策のあり方についての検討を行っていくようなものを想定しながら進めていければと考えている所である。現段階では以上のような内容で事務局として考えを持っている所である。
- ・ 本日の審議会においては、専門部会の設置の方向性について是とするという了解を得ようという事だと思う。専門部会の設置に反対される方はいないと思うが、設置する方向についての意見があればお伺いしたい。
- ・ 国で、同和問題はまだまだ差別がある、障がい者差別があるという事を認めて、差別を解消していこうということで、法律ができたと思う。八尾市はどんなふうに、八尾において差別の状況があるということについて、まず国で法律ができたのだから、各行政で条例をつくって、法律に対応していく、法律だけではできないようなところなど、いろいろ不備もあると思うので、そこを条例で補っていくという事が本筋ではないかと思う。もちろん専門部会の発案自体を否定するものではないが、まず八尾市の姿勢みたいなものが必要ではないかと思っている。この審議会の成り立ちは、八尾の人権に関しては部落差別からいろいろ学び、同和行政、人権行政に進んでいった八尾的歴史があると思う。そういう意味では、同和対策の特別措

置法が 2003 年に切れ、21 世紀は人権の世紀ということで、部落問題も女性も障がい者も、それぞれの課題や問題があるということで、人権という事で捉えなおし、大きく人権で捉えなおすものがなかったため、2001 年にそれらの諸状況を勘案しながら、人権尊重の社会づくり条例ができたということになっている。そんな中で、ある意味薄まった部分もあるので、改めて国等で動きがあり、市でも色々考えようという事になっている。いろいろ難しいところもあるかと思うが、話を聞いているとちょっとテクニクみたいなところに走っていくところが見えるので、やはり差別の実態や状況をきちんと説明しながら、市として、ここに提案してくれることもよいが、議会等にもしっかりとってもらえればよいのかなと思っている。

それと、先ほどいじめや虐待の話があったように、日本の人権の状況が厳しくなっているのではないかなと思っている。

今回の提案については、気持ちはわかるがもう少し具体的に提案内容も含めてみんなが議論できるような提案や回数を重ねてもらいたいと思う。

- ・ 多くの委員は、部会化についての方向性には問題ないが、やはり青写真にとどまっていて、個別具体的にイメージしにくいと思っているのではないかという印象を受けている。
- ・ 前から聞きたかったことであるが、以前施行されていた優生保護法、現在も優生思想はなくなっておらず、2年前の相模原の事件でもそうであった。現在でも出生前診断ということで、障がいのある子どもが生まれると分かった場合、95%の人が生むことをやめている。障がいを持った人からみると、自分たちは生きてはいけないうのかと思ってしまう非常に悲しい現実がまだ残っている。八尾市においては、そのような方がいるのか把握されているのか聞きたかった。

もう一つ、障害者雇用促進法において、国ででたらめな報告があった。八尾市においてはどうか確認しておきたい。

- ・ (事務局)所管課に確認したうえで、回答させていただきたい。優生保護法による八尾市における実態がどうであったかという点と、雇用促進法の職員のパーセンテージの問題かと思う。市においてはしっかりとしているという認識であるが、きちんと確認させていただき、報告させていただきたい。
- ・ 次回審議会にはよろしく願っておく。
- ・ 専門部会を設置するということは審議会の新たなステップを踏み出すことになる。逆に言えば、これまでの審議会のあり方を総括するという位置付けかと思う。
- ・ 人権についてしっかりと考えていかなければならないという状況は間違いないと思う。

学校現場でいうと、コミュニケーションが苦手な子どもたちが増えてきているので、そのあたりを低学年の段階からどのようにしていくか、周りもしっかり話をさせていくかということに、頑張っ取り組んでいる所である。

専門部会については、イメージがあまりわからない。具体的にいうと、我々現在の委員の位置がどこにあるのか。我々が専門部会に入るのか、改めて専門的な方が専門部会に入り、その意見を吸い上げて本体に持ってきていただけるのか、そのあたりのイメージがわからない。そのあたりについてももう少し詳しく教えていただければイメージもわくのではないか。

- ・ 市長はいつも挨拶してくれるが、毎回途中退席のため、可能であれば一度最後まで参加してもらいたい。
- ・ (事務局)専門部会について、本日は考え方と方向性の概要について出ささせていただき、ご意見をいただいた。これについては委員構成や運営方法など、具体的な内容がないということで、事務局としても本日の意見を踏まえ、もう少し具体的な提案をできるよう検討していきたい。本日はまず、専門部会という方向性についてご了解いただき、次の形に進んでいければと考えていた為、このあたりについてはしっかりと会長とも相談させていただきながら検討

して進めていきたいと考えている。

市長の件については、我々も同席いただける際はお願いしているが、審議内容についてはきちんと報告し、共有していくことが必要であるので、そのあたりはしっかりと伝えていきたい。

- ・ これまで八尾市が人権の問題に対する取り組みを進めてきた現在においても、このような問題が起こっているという葛藤が、結果的に審議会の専門部会の設置につながっていると思う。ただ、この案については漠然としている。例えば翌年度の設置という部分について、どのような流れになるのか、これまでの審議会の開催回数から考えると議論の内容をどうするかなどといったことを、各委員が共有できていないと今後の議論も難しいのではないかと考えている。
- ・ 分かっている部分については教えてほしい。専門部会に入る委員は現委員から選考されるのか、外部から選任するのか。そうしないとイメージが湧かない。
- ・ (事務局) 具体的にまだしっかりと固まっているものはないが、専門部会は審議会と切り離せるものではないという前提である。したがって、この審議会の委員のどなたか、またはこの審議会に新たに加わってもらう方が専門部会と関わりを持っていくものと考えている。専門部会は、例えば先ほど申し上げた八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方、やはり人権審の前提が、同和問題をどう解決していくかということから、全般の人権に広げていくという流れのもとできており、その中で部落差別解消推進法、差別解消3法ができたということで、八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方をしっかり議論していくことが必要だと考えている。そのためには作業的な面も出てくると思う。専門部会の回数は、一定回数は必要であると思う。この審議会の中で専門的に深めていく、また回数についても審議会委員全員に頻繁に集まっていただくという事は非常に難しいと思っているので、その中で具体的に深く関わっていけるような体制を市としてはつくっていききたいという思いで、今回、概要の入り口であるが、提案させていただいたところである。本日頂いた意見をもとに、まだまだ我々も詰めていかないといけないと思っているので、次回しっかりと具体的に提案できるように高めていきたいと思っている。翌年度の設置については、検討していく時期について、組織関係の入り口部分で時間をとるのではなく、具体的な議論の部分に多く時間をとっていききたいということで、出来る限り早く設置したいという事で、翌年度には設置をし、進めていきたいという思いで提案させていただいたところである。
- ・ 専門部会を設置し、深く人権問題について取り組んでいこうという姿勢は評価できるし、方向性も是とするが、審議会が設置されたこれまでの経緯を踏まえた上で、かつ差別解消3法ができた現状も反映させながら、今後の将来的な市の政策課題にも応えるような目論見で、専門部会を設置し取り組んでいただきたいということが委員の総意であると認識している。

【閉会】